

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG (第2回)

日時：2023（令和5）年8月31日（木）

10:00～12:00

場所：WEB 会議形式

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 前回WGでの主な意見と対応方針（案）
 - (2) 建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性（案）
 - (3) 意見交換
3. その他
4. 閉会

【配布資料】

- 資料1 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG委員名簿
- 資料2 第1回WGでの主な意見と対応方針（案）一覧
- 資料3 建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性（案）
- 参考資料1 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG（第1回）議事要旨

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG
委員名簿

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学	名誉教授【座長】
佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科	教授
菅原 麻衣子	東洋大学 福祉社会デザイン学部 人間環境デザイン学科	教授
松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻	准教授
布田 健	国立研究開発法人 建築研究所	研究専門役

【障害者・高齢者団体】50音順

浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	理事
岩崎 満男	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会	理事
大濱 眞	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	代表理事
佐藤 聡	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	事務局長

【事業者団体】50音順

中原 修	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	政策委員
森島 大登	一般社団法人 不動産協会	
村上 哲也	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	参与
田中 正巳	日本チェーンストア協会	常務理事
善本 信之	一般社団法人 全日本駐車協会	専務理事

【劇場等関係団体】50音順

野口 彰	全国興行生活衛生同業組合連合会	事務局長
間瀬 勝一	公益社団法人 全国公立文化施設協会	名誉アドバイザー

【建築関係団体】50音順

磯永 聖次	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
海野 裕彦	一般社団法人 日本建設業連合会 建築本部 建築設計委員会 設計企画部会副部会長 兼 建築本部 建築設計委員会 設計企画部会 制度・資格・教育専門部会 主査	
木野内 剛	公益社団法人 日本建築家協会	
本多 健	公益社団法人 日本建築士会連合会	

【地方公共団体】

江藤 元治	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理
亀元 靖彦	大阪府都市整備部住宅建築局建築環境課 住環境推進グループ	課長補佐
中村 奈美	横浜市 建築局 建築企画課	担当係長
木原 佑希子	日本建築行政会議 (JCBA) 防災部会バリアフリー分科会主査 (神奈川県県土整備局)	

■第1回WGでの主な意見と対応方針(案)一覧

No.	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
1	資料3	特定の面積帯の車椅子使用者用便所の設置率が低いのはなぜか。用途の建築物における車椅子使用者用便所の設置割合が低いのであれば、基準の検討とは別に、設置割合の強化が必要。	車椅子使用者用便所	整備実態	設置割合が低い面積帯のデータを構成する建築物の用途は、他の面積帯のデータを構成する建築物の用途と概ね同じであり、本調査においては用途による設置状況の違いはないものと考えられます。
2	資料4	車椅子使用者用便所の設置状況は良くなっている。今後は義務基準を誘導基準に近づけていくべき。	車椅子使用者用便所	数	本日(第2回検討WG)資料3において、基準の方向性(案)、基準のイメージを示します。
3	資料4	床面積別の車椅子使用者用便所数の設置基準について、具体的な数値を示してほしい。	車椅子使用者用便所	数	
4	資料4	車椅子使用者用便所の設置割合や設置数について、設計者の裁量でも決められると良い。	車椅子使用者用便所	数	
5	資料4	用途によって複数の車椅子使用者用便所が同じ階にある方がよいか、各階にある方がよいかは異なる。事業者が趣旨を理解でき、対応できる基準とすることが重要。	車椅子使用者用便所	数	
6	資料4	一定面積以上のフロアには車椅子使用者用便所を2つ以上設置してほしい。	車椅子使用者用便所	数	
7	資料4	車椅子使用者も利用が多い商業施設(特に1フロアの床面積が大きい郊外の施設)では、各フロアにバリアフリートイレ(車椅子使用者用便所を含む)を2つ以上設置してほしい。	車椅子使用者用便所	数	建築設計標準に「商業施設等の床面積が大きい階に複数の便所を分散して配置する場合には、それぞれの便所に車椅子使用者用便所を設ける。」等と記述する方針とし、その周知に努めます。(用途別の計画・設計のポイント、または便所・洗面所の設計標準)

No.	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
8	資料4	学校施設の車椅子使用者用便房についても、学校生活の特性を踏まえ、本検討と連動させながら考えてほしい。	車椅子使用者用便房	数	建築設計標準に「障害のある児童生徒等が休憩時間内の教室移動の際などに利用することを考慮し、各階に車いす使用者用便房を設置することが望ましい。」等と記述する方針とし、その周知に努めます。(用途別の計画・設計のポイント、または便所・洗面所の設計標準)
9	なし	昨今の建築工事費上昇もあるため、例えば車椅子使用者用便房の床面積は容積率算定用床面積に不算入とするなど、売り床を減らさないような基準改定であるとさらに汎用性が高まる。	車椅子使用者用便房	数	建築物移動円滑化誘導基準等に適合し、バリアフリー法第17条第3項に基づく計画の認定を受けた特定建築物については、車椅子使用者用便房などの面積が増える場合に、床面積の1/10を限度に、容積率の算定に際して床面積に不算入とすることが可能です。
10	資料4	車椅子使用者用便房の設置の優先度は、1階において高い。	車椅子使用者用便房	設置位置	建築設計標準に「車椅子使用者用便房は、車椅子使用者が動線上、利用しやすい階(例:地上階)や滞在時間の長い階(例:飲食店のある階、客席のある階)に設置することが望ましい。」「劇場・競技場等、客席のある施設の車椅子使用者用便房の位置は、車椅子使用者用客席・観覧席から容易に到達できるものとする。」「楽屋・控室・更衣室のための便所・シャワー室がある場合には、車椅子使用者用便房・車椅子使用者用シャワー室を設けることが望ましい。」等と記述する方針とし、その周知に努めます。
11	資料4	飲食店には長時間滞在するため、車椅子使用者用便房は飲食店のあるフロアに優先的に設置すべき	車椅子使用者用便房	設置位置	
12	資料4	選手と観客の動線が異なる競技場・劇場では、各々に車椅子使用者用便房の設置が必要	車椅子使用者用便房	設置位置	
13	資料4	フロアごとの車椅子使用者用便房の設置基準には、楽屋を含む基準も定めるべき。	車椅子使用者用便房	設置位置	
14	資料4	男女それぞれのトイレに、車椅子使用者用簡易型便房も設けてほしい。	便所	機能分散	建築設計標準に「乳幼児用設備は、便所内に設けるか、若しくは乳幼児設備を有する便房内に設ける。」「施設用途等により、車椅子使用者が多数利用することが考えられる場合には、車椅子使用者用便房に加え、便所に1以上の車椅子使用者用簡易型便房」を設ける。」等と記述する方針とし、その周知に努めます。
15	資料4	車椅子使用者用便房と乳幼児連れの設備の兼ね合いは、建築設計標準で整理すべき。	便所	機能分散	

No.	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
16	資料3	車椅子利用者用駐車場の過不足・利用実態について調査しているか。車椅子利用者用駐車場を健常者が使用しており、車椅子利用者が使用できないという実態もある。	車椅子利用者用駐車施設	整備実態	令和3～4年度に複数の当事者団体から車椅子利用者用駐車施設の設置数に関する義務基準の引き上げの要望をいただくとともに、車椅子利用者の利用ニーズや施設の設置状況の把握に努めてきました。これらを踏まえ、必要な車椅子利用者用駐車施設の確保と「車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン(国土交通省総合政策局)」に基づく適正利用の推進等により、車椅子利用者の円滑な利用環境確保の取組を進める方針です。
17	資料3	車椅子利用者の駐車場に対するニーズを適切に把握する必要がある。満空率、ピーク時間・ピーク時の待ち時間や利用者の声から、運用上の工夫についての知見を得るなど、基準の再点検の参考になる知見の収集に期待。	車椅子利用者用駐車施設	整備実態	
18	資料4	一般駐車場との見分けがつかず健常者が駐車することが多いため、明確な色分けをする等、対策を講じてもらいたい。	車椅子利用者用駐車施設	整備実態	建築設計標準に「一般スペースと区別がつきやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとするのが望ましい」と記述する方針とし、その周知に努めます。
19	資料4	「1%以上」では基準として低い。ADA基準のように、総駐車場台数に応じて段階的に設置台数を定義すべきであり、最低2以上とし、一定台数を超えたら2%以上を基本としてほしい。	車椅子利用者用駐車施設	数	本日(第2回検討WG)資料3において、基準の方向性(案)を示します。
20	資料4	大都市圏と地方部で、義務基準に差をつけることも考えられる。	車椅子利用者用駐車施設	数	
21	資料4	劇場・音楽堂の客層は高齢化しており、1%以上では今後不足する可能性がある。(特に来訪者の大部分が車を利用する地方部)	車椅子利用者用駐車施設	数	

No.	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
22	資料4	既存駐車場についても義務基準がかかる場合、改修期間や費用を要するため、期間的な猶予が必要。	車椅子利用者用駐車施設	数	既存建築物については床面積2,000㎡以上の増改築又は用途変更した場合に当該部分の基準への適合義務はありますが、当該部分以外の既存部分に基準が遡及されることはありません。ただし、既存建築物に対しては基準適合の努力義務が課せられているため、計画的な改修が望まれます。
23	資料4	昨年度のとりまとめにより、3.5m幅のスペースは車椅子利用者限定し、歩行困難者等は優先駐車区画(※)を設けることになった。この指針を踏まえ、基準に、優先駐車区画についても明記すべき。※車椅子利用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画	車椅子利用者用駐車施設	PP・車椅子以外の優先区画	建築設計標準(R3.3版)には「施設規模・用途等を考慮した上で、上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等、建築物の出入口に近い位置に駐車場を確保する必要がある利用者のために、一般の駐車施設よりも大きな幅・奥行きを駐車施設を設ける。」と記述がありますが、次回の改定において、「車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン(R5.3 国土交通省総合政策局)」の内容も踏まえ、建築設計標準での対応・記述について検討します。
24	資料4	パーキングパーミット制度が普及すると、優先駐車区画も必要となり、多様な利用者を対象とした駐車区画の割合は増加するのではないか。	車椅子利用者用駐車施設	PP・車椅子以外の優先区画	建築設計標準において、「車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン(R5.3 国土交通省総合政策局)」「パーキングパーミット制度」について記述する方針とし、その周知を図ります。
25	資料4	パーキングパーミット制度を全国的に統一してほしい。	車椅子利用者用駐車施設	その他	基本的な考え方の統一をすべく、引き続き、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインの周知を図ります。

No.	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
26	資料4	総客席数に対する車椅子使用者用客席数の設置割合が0.5%は、とても少ない。	車椅子使用者用客席	数	本日(第2回検討WG)資料3において、基準の方向性(案)を示します。
27	資料4	義務基準を、誘導基準の設置割合レベルに上げてほしい。	車椅子使用者用客席	数	
28	資料4	車椅子使用者用客席数は、最低2席以上とし、現在の誘導基準と同等を義務基準としてほしい。(特に小さな劇場・ホールは車椅子使用者用客席数が1席しかないところ多い。)	車椅子使用者用客席	数	
29	資料4	高齢者・障害者の目線で、数値目標などの再検討が必要。	車椅子使用者用客席	数	
30	資料4	運営者側による車椅子使用者用客席数を担保する取組は難しいため、施設管理者側がすべき。	車椅子使用者用客席	数	
31	資料4	誘導基準のレベルはかなり高く、利用状況から経済的、合理的でない。1席でも多く売り、事業所の収支を考えなければいけないこともご理解いただきたい。	車椅子使用者用客席	数	
32	資料4	新館を作るにおいて、遵守しなければならない水準がわかりにくい。	車椅子使用者用客席	数	
33	資料4	4DX等では車椅子使用者用客席が設置できない。基準の例外となるスクリーンがあることも想定してほしい。	車椅子使用者用客席	数	
34	資料4	可動席(一般席を取り外して車椅子使用者用客席にするタイプ等)は多くが一般席として売られるため、義務基準において車椅子使用者用客席としてカウントすべきでない。	車椅子使用者用客席	数	
35	資料4	車椅子使用者用客席の設置ニーズは多岐に渡るため、ある程度、柔軟に対応できる基準としてほしい。	車椅子使用者用客席	数	

No.	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
37	資料4	客席数に応じて、設置場所も複数箇所必要。	車椅子使用者用客席	設置位置	建築設計標準に「車椅子使用者用客席・観覧席(可動席スペースを含む。)は、車椅子使用者が選択できるように、2箇所以上の異なる位置(異なる階、異なる水平位置)に分散して設けることが望ましい。」等と記述する方針とし、その周知に努めます。
38	資料4	車椅子使用者用客席は垂直・水平に分散して配置してほしい。	車椅子使用者用客席	設置位置	
39	資料4	多くの障害者を対象とした催しを行う場合やスタンディングの場合等の多様な使い方に対し、設計者・運営者は、車椅子使用者用客席の配置方法や対応・運用を考える必要がある。	車椅子使用者用客席	設置位置	
40	資料4	映画館の車椅子使用者用客席が最前列のみである場合、非常に見づらい。	車椅子使用者用客席	設置位置	
41	資料4	総客席数が100席前後の場合、最前列の端のみに車椅子使用者用客席がある場合が多く、非常に見にくい。設置場所についても基準化すべき。	車椅子使用者用客席	設置位置	
42	資料4	映画館の車椅子使用者用客席は前方にあり、観劇しづらい。	車椅子使用者用客席	設置位置	
43	資料4	大型映像装置等の視界確保も必要(上面の視界確保)。	車椅子使用者用客席	設置位置	
44	資料4	施設全体の設計において、バリアフリーに配慮した設計(シアター出入口から客席への誘導路を中央(中段部)に配置すること)も複合して考えていただけるWGになれば、シアター内部のバリアフリー配慮と一体化したものになる。	車椅子使用者用客席	設置位置	劇場・映画館等の車椅子使用者用客席について舞台やスクリーンとの距離や見やすさに配慮した配置が望ましいことについて、劇場・映画館を内包する商業施設等の施設管理者や設計者の業界団体への周知を行い、事業者の取組の強化を要請します。

No.	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
45	資料4	車椅子使用者用客席の前方に手すりがある場合の手すりの高さは75cm以下としてほしい。	車椅子使用者用客席	サイトライン	次回の改定において、建築設計標準での対応を、手すりとサイトラインの関係を整理した上で検討します。
46	資料4	コンサートやスポーツ観戦の場合、前方の人々が起立した場合のサイトラインが全く確保されないため、建築設計標準で規定されている目線の高さ(車椅子使用者の場合105cm、前方の人の身長は175cm)の要素も盛り込んでいただきたい。	車椅子使用者用客席	サイトライン	建築設計標準に「サイトライン検討をする際の前席の人の高さの設定にあたっては、日本人男子の平均身長値の最高値を基本とし、さらに履物の高さを加算して算出することが望ましい。」「サイトライン検討をする際の車椅子使用者の眼高の設定にあたっては、女性の車椅子使用者の眼高を基本とすることが望ましい。」等と記述する方針とし、その周知に努めます。
47	資料4	同伴者席は、車椅子使用者用客席と横並びに配席してほしい。(前後×)	車椅子使用者用客席	同伴者席	建築設計標準に「車椅子使用者の同伴者席は、車椅子使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。」「客席スペースや構造等により、車椅子使用者の同伴者席を隣接して設けられない場合には、車椅子使用者用客席・観覧席にできるだけ近い位置に設ける。」等と記述する方針とし、その周知に努めます。
48	資料4	障害があり、声を出してしまう人、動き回ってしまう人などが利用できる区切られた室もあると良い。	客席	その他の配慮	建築設計標準に「乳幼児連れの利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮し、気がねなく観覧できる区画された観覧室(センサリールーム等)を設けることが望ましい。」等と記述する方針とし、その周知に努めます。

No.	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
49	資料4	エンハンスシートも0.5%以上、必要。	客席	その他の配慮	建築設計標準(R3. 3版)には「客席・観覧席の通路側の肘掛けは、車椅子使用者の移乗も想定し、高齢者、障害者等が利用しやすい跳ね上げ式や水平可動式とすることが望ましい。」と記述がありますが、次回の改定において、エンハンスシートの対象・定義も含め、建築設計標準での対応・記述について検討します。
50	資料2	施設側は、車椅子利用者だけではなく視聴覚障害の方への配慮も行っている。	客席	ソフト面の配慮	建築設計標準第2章第1節の「建築物を使いやすくするための管理運営上の配慮」に、劇場・競技場等における利用者特性に応じたソフト面の支援(人的対応、備品の準備)として、スマホやスマートグラスで映画の字幕と音声ガイドを楽しめるアプリや、字幕メガネの貸し出し等について記述する方針とし、その周知に努めます。
51	なし	観客用とは別に、劇場の楽屋・競技場の選手控室等の付近の便房や通路幅についてのバリアフリー・ガイドラインが必要。	楽屋等	—	建築設計標準に「通用口や通路等から楽屋・控室・更衣室、舞台等に至る経路は、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮したものとする。」「楽屋・控室・更衣室のための便所・シャワー室がある場合には、車椅子利用者用便房・車椅子利用者用シャワー室を設けることが望ましい。」等と記述する方針とし、その周知に努めます。

No.	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
52	資料3	クロス集計されると論点が明確になるのではないか。	共通	整備実態	実態調査で得られた情報・データで実施可能なものについては、必要に応じ追加集計・分析等を行います。(車椅子利用者用便房・駐車施設・客席の実態調査はそれぞれ独立した内容であり、本調査から相互の関係を把握することは困難です。)
53	資料3	多面的に利用状況を理解し、基準の改善を検討するために有効な情報があると良い。整備築年ごとの設置数の推移の把握ができると設置に係る動向が推察できる。	共通	整備実態	
54	資料3	車椅子利用者用客席数と、その施設の車椅子利用者用便房の関係性等を把握しておくこと、今後の検討がしやすい。	共通	整備実態	
56	資料4	基礎知識として、バリアフリーの進む先進国の水準も委員が共有し、これと比較した日本の現状把握や日本の固有性も加味した基準見直しの議論、本来あるべき水準を見据えたロードマップ・中長期的な目標があると良い。	共通	基準のあり方	本日(第2回基準検討WG)議事(2)建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性(案)の中で、海外の基準等を紹介します。
57	資料4	車椅子利用者用客席の数に応じた車椅子利用者用便房の数を連動して考える等、基準に矛盾が生じないか確認する必要がある。	共通	基準のあり方	建築設計標準において、『便房数、客席・観覧席数等が互いに整合のとれた建築計画をすることが望ましい』旨を記述する方針とし、その周知に努めます。
58	資料4	義務基準と誘導基準とガイドラインの役割を考えて、適切に見通しをつけていく必要がある。	共通	基準のあり方	本日(第2回基準検討WG)資料3において、基準の方向性(案)を示します。
59	なし	議長による指名で委員の発言機会が設けられ、広く意見を伺うことができたのは良かった。	共通	WG全体	引き続き、多くの意見を頂けるよう努めます。またWG終了後の追加意見の提出のほか、必要に応じて意見交換会や個別の意見聴取を実施し、多くの意見を頂けるよう努めます。
60	なし	2時間では短い。	共通	WG全体	

建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性（案）

車椅子使用者用便房の基準等の方向性（案）、対応方針（案）

整備実態（設置数）

平均の各階床面積が大きくなるほど、車椅子使用者用便房が各階設置されている。

意見・課題の抽出

複数の車椅子使用者用便房へのニーズ有

車椅子使用者用便房が複数ある場合には、施設用途によって望ましい設置位置は異なる。

複数化とあわせて、車椅子使用者用便房と乳幼児用設備を有する便房の機能分散を進めるべき。

車椅子使用者用簡易型便房の設置を進めるべき。

方向性（案）

方向性－１：車椅子使用者用便房の複数化

- 1-1. 設置数に係る基準の見直し
- ・車椅子使用者用便房の設置数に係る基準を、階数または床面積により定めるよう見直しを行う。
 - ・必要に応じ、誘導基準の見直しを検討する。

方向性－２：車椅子使用者が円滑に利用できる便房を増やす

- 2-1. 車椅子使用者用便房の適正な計画・整備
- ・車椅子使用者用便房について、施設特性や規模を踏まえた適正な配置等を促進する。
- 2-2. 便房の設備・機能の分散配置
- ・車椅子使用者をはじめとする多様な利用者の円滑な利用に向け、便房の設備・機能の分散配置を促進する。
- 2-3. 車椅子使用者用簡易型便房の設置
- ・車椅子使用者用便房に加えて、便所への車椅子使用者用簡易型便房の整備を促進する。

対応方針（案）

①車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し（政令改正）

- 現 行** 便所がある場合、**1以上**の車椅子使用者用便房を設ける。
- 改正後** 便所がある場合、「**便所のある階の数**」と「**床面積÷2,000㎡**」の**小さい方の数**の車椅子使用者用便房を設ける。
※新たな誘導基準については、第3回以降のWGで提示する。

②便所に係る建築設計標準の改正・周知

- ・便所に係る記述・図・事例等の充実を行う。
 - ・施設特性や用途・規模を踏まえた車椅子使用者用便房の適正な配置、機能の配置の考え方等。
 - ・「個別機能を備えた便房」の適切な設置による、便房の設備・機能の分散。
 - ・車椅子使用者用簡易型便房の整備。
- ・地方公共団体職員・設計者向けの説明会や、建築士に対する定期講習を通じて、改正内容を周知し、その普及を図る。

③事業者等へのバリアフリー対応の要請

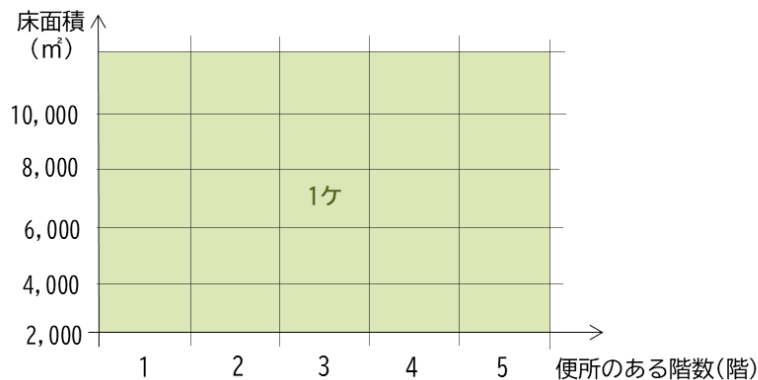
- ・業界団体を通じ、基準の見直し・建築設計標準の改正、バリアフリー対応の取組事例や活用可能な支援制度等に関する周知を行い、バリアフリーに関する事業者の取組の強化を要請する。

車椅子使用者用便房の設置数の対応方針（案）イメージ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第14条の政令改正により、**床面積2,000㎡以上の建築物**に義務付けられる車椅子使用者用便房の設置数について、**便所のある階の数と床面積**で定めるよう見直しを行う。

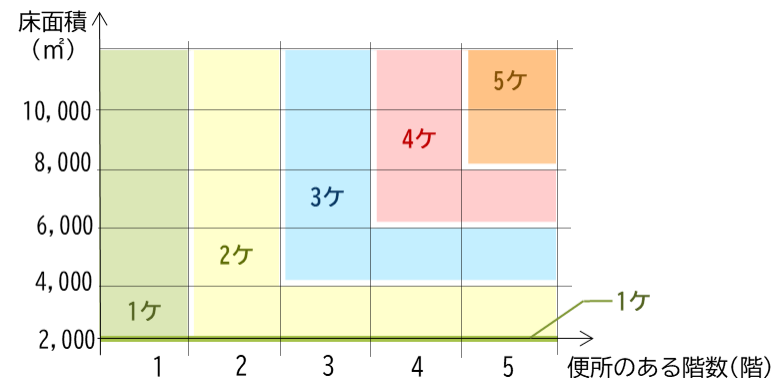
義務基準【現行】

便所がある場合、**1以上**の車椅子使用者用便房を設ける。



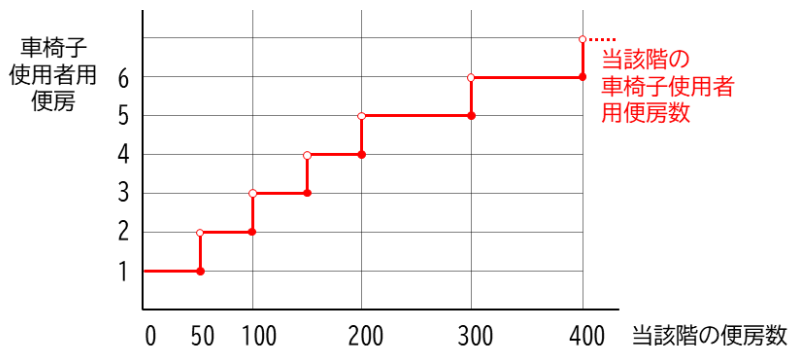
義務基準【改正後】

便所がある場合、「**便所のある階の数**」と「**床面積÷2,000㎡**」の**小さい方の数**の車椅子使用者用便房を設ける。



誘導基準【現行】


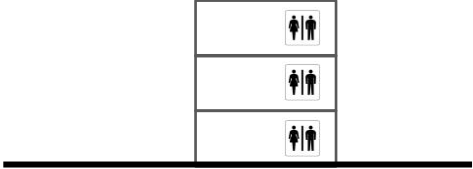
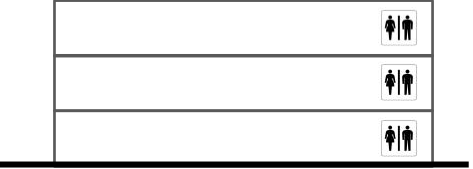
- ・ 便所のある階ごとに車椅子使用者用便房を設ける。
- ・ 当該階の便房総数が**200以下**の場合は、**便房総数の2%以上**
- ・ 当該階の便房総数が**200超**の場合は、**便房総数の1%+2以上**の車椅子使用者用便房を設ける。



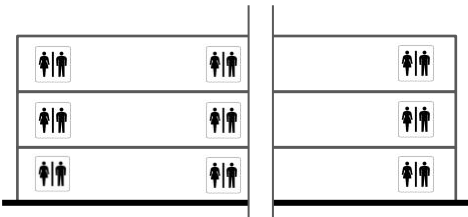

誘導基準【改正後】

必要に応じ、見直しを検討

車椅子使用者用便所の設置数の対応方針（案）イメージ

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ			
a)階数	地上2階	地上3階	地上3階
b) 床面積	3,300㎡	3,300㎡	8,100㎡
d)便所のある階の数	2	3	3
e)床面積÷2,000㎡	2	2	5
必要数 (義務基準(案))	2	2	3
必要数 (誘導基準)	2 (各階1) ※各階便房総数が50以下と想定	3 (各階1) ※各階便房総数が50以下と想定	3 (各階1) ※各階便房総数が50以下と想定

車椅子使用者用便房の設置数の対応方針（案）イメージ

	ケース④（郊外等）	ケース⑤
便所のある階のイメージ		
a)階数	地上3階	地上6階
b)床面積	75,000㎡	9,000㎡
d)便所のある階の数	3	2
e)床面積÷2,000㎡	38	5
必要数 （義務基準（案））	3	2
必要数 （誘導基準）	6（各階2） ※各階便房総数が51以上100未満と想定	2（各階1） ※各階便房総数が50以下と想定

車椅子使用者用駐車施設の基準等の方向性（案）、対応方針（案）

整備実態（設置数）

設置割合：1%以上の施設が約9割。総駐車台数が増えると設置割合は減少。

意見・課題の抽出

1%では少ない可能性がある。
(特に地方部)

最低2台以上とすべき。

車椅子使用者用駐車施設を健常者が利用し、車椅子使用者が利用できないことがある。

車椅子使用者用駐車施設に加え、優先駐車区画※も設置すべき。

一般の駐車施設と見分けのつかない車椅子使用者用駐車施設があって困る。

方向性

方向性－1：車椅子使用者用駐車施設の複数化

- 1-1. 設置数に係る基準の見直し
- ・ 現行の誘導基準を参考に、義務基準を見直す。
 - ・ 必要に応じ、誘導基準の見直しを検討する。

方向性－2：多様な利用者の円滑な利用に配慮した駐車場の整備・運用

- 2-1. 車椅子使用者用駐車施設の適正利用の促進
- ・ 地域の実情や施設の利用状況に応じた車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の明確化・周知や、移動に配慮が必要な利用者（例：上肢・下肢・障害者、乳幼児連れ利用者、妊婦）のための優先駐車区画の設置を促進する。
- 2-2. 利用対象者への情報提供（既存を含む。）
- ・ ピクトグラム・路面舗装等の工夫による情報提供を促進する。

対応方針（案）

①車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し(政令改正)

- 現行** 駐車場がある場合、**1以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
- 改正後** 現行の誘導基準を参考に、改正。
※新たな義務基準・誘導基準については、第3回以降のWGで提示する。

②駐車場に係る建築設計標準の改正・周知

- ・ 駐車場に係る記述・図・事例等の充実を行う。
 - ・ 車椅子使用者用駐車施設の幅（車椅子使用者の乗降動作の例示等）。
 - ・ 地域の実情や施設の利用状況に応じた利用対象者の明確化・周知の必要性や、優先駐車区画の設置等。
 - ・ 既存施設を含む車椅子使用者用駐車施設等のピクトグラム・路面舗装等の工夫による情報提供。
- ・ 地方公共団体職員・設計者向けの説明会や、建築士に対する定期講習を通じて、改正内容を周知し、その普及を図る。

③事業者等へのバリアフリー対応の要請

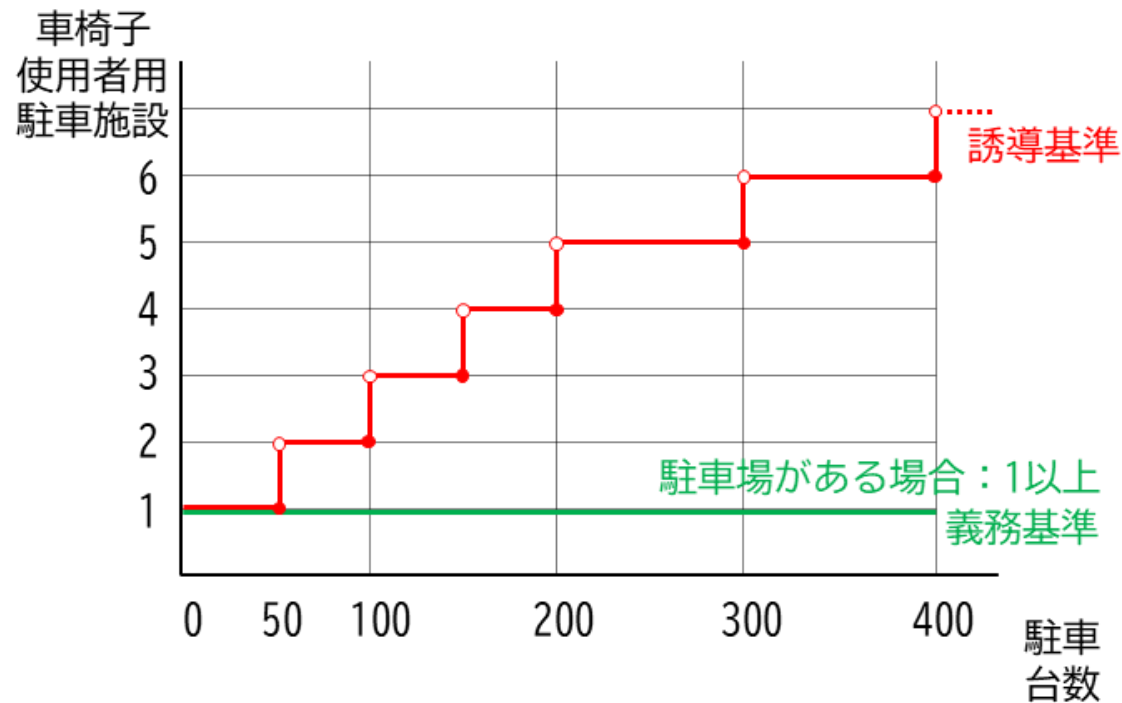
- ・ 業界団体を通じ、基準の見直し・建築設計標準の改正、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン（令和5年3月国土交通省総合政策局）や活用可能な支援制度等に関する周知を行い、バリアフリーに関する事業者の取組の強化を要請する。

※優先駐車区画：車椅子使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画

(参考) 車椅子使用者用駐車施設の設置数 現行の誘導基準等

誘導基準【現行】

駐車台数が200以下の場合、駐車台数の2%以上
駐車台数が200超の場合、駐車台数の1%+2以上の
車椅子使用者用駐車施設を設ける



車椅子使用者用客席の基準等の方向性（案）、対応方針（案）

整備実態（設置数）

設置割合：0.5%以上の施設が8～9割。総客席数が増えると、設置割合は減少。

意見・課題の抽出

0.5%では少ない。
(最低2席)

基準対応の車椅子使用者用客席数は、固定席数のみとすべき。

客席の特性上、車椅子使用者用客席を設置できない場合がある。

車椅子使用者用客席は、ニーズに合った客席を選択できるようにすべき。
見やすさに配慮した位置に設置すべき。
サイトサインを確保すべき。
同伴者席は、隣に配置すべき。

歩行困難者や発達障害者等に配慮した客席を整備すべき。
視覚・聴覚障害者対応も重要。

楽屋等と動線のバリアフリー化も重要。

方向性

方向性－１：車椅子使用者用客席数の確保

1-1. 設置数に係る基準の制定

- ・ 現行の誘導基準を参考に、義務基準を見直す。
- ・ 必要に応じ、誘導基準の見直しを検討する。

方向性－２：車椅子使用者用客席の選択肢・質の確保

2-1. 選択肢・質の確保

- ・ 垂直・水平に分散した位置への配置を促進する。
- ・ 見やすさ・サイトライン確保、隣接した同伴者席設置等を促進する。

方向性－３：多様な利用者の円滑な利用に配慮した客席の整備・運用

3-1. 多様な利用者に配慮した客席整備・ソフト上の工夫

- ・ 一般客席のバリアフリー化を促進する。
- ・ 視覚・聴覚障害者向けのソフト上の配慮を促進する。

方向性－４：楽屋等のバリアフリー化

4-1. 楽屋等のバリアフリー化

- ・ 楽屋等とそこに至る動線のバリアフリー化を促進する。

対応方針（案）

①車椅子使用者用客席数に係る基準の策定

現行 なし

改正後 現行の誘導基準を参考に、改正。
※新たな義務基準・誘導基準については、第3回以降のWGで提示する。

②劇場・競技場等に係る建築設計標準の改正・周知

- ・ 車椅子使用者用客席に係る記述・図・事例等の充実を行う。
 - ・ 総客席数200席超の場合の分散配置等。
 - ・ サイトライン確保のための手すり高さ等。
- ・ 一般客席及びソフト上の配慮等に係る記述・図・事例等の充実を行う。
 - ・ エンハンスシートの対象・定義等。
 - ・ 視覚障害者・聴覚障害者への備品貸出等。
- ・ 楽屋・控室と、通用口等から楽屋・控室に至る経路のバリアフリー化に係る記述・図・事例等の充実を行う。
 - ・ 車椅子使用者用便房・シャワー室の設置等。
 - ・ 通路・出入口の幅員確保、経路の段差解消等。
- ・ 地方公共団体職員・設計者向けの説明会や、建築士に対する定期講習を通じて、改正内容を周知し、その普及を図る。

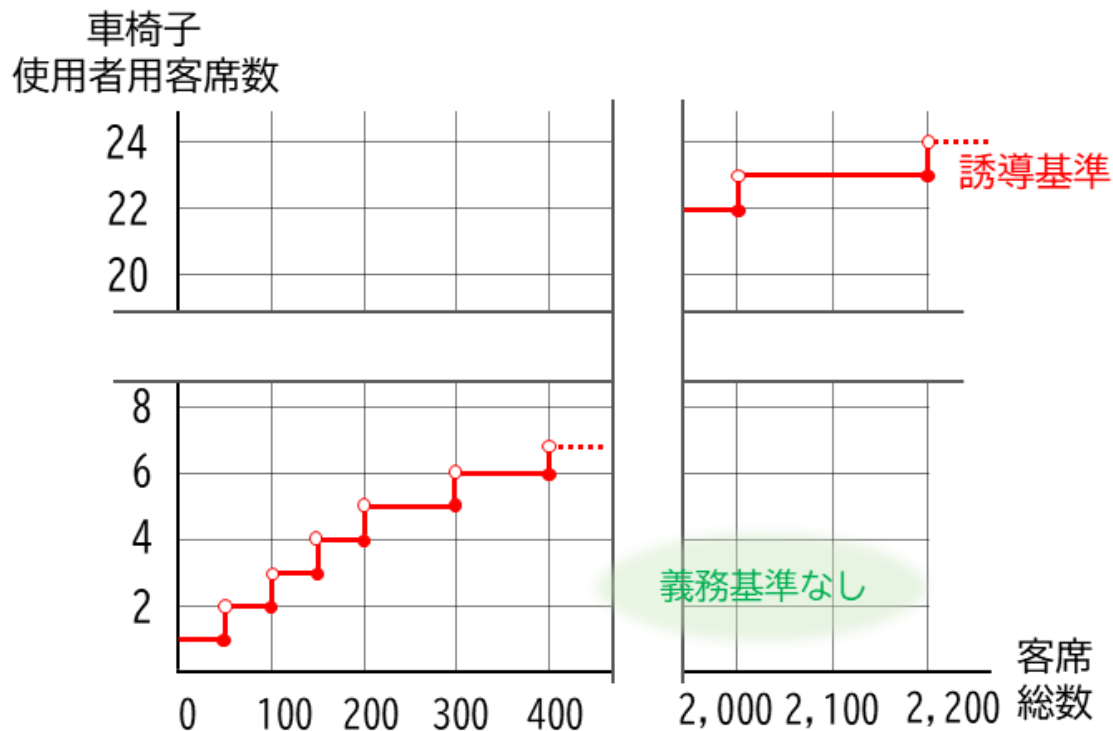
③事業者等へのバリアフリー対応の要請

- ・ 業界団体を通じ、基準の策定・建築設計標準の改正、バリアフリー対応の取組事例や活用可能な支援制度等に関する周知を行い、車椅子使用者用客席の適切な整備・運用等、バリアフリーに関する事業者の取組・連携の強化を要請する。

(参考) 車椅子使用者用客席・観覧席の設置数 現行の誘導基準

誘導基準【現行】

客席総数が200以下の場合、客席の総数の2%以上
 客席総数が200超2,000以下の場合、客席の総数の1%+2以上
 客席総数が2,000超の場合、客席の総数の0.75%+7以上の
 車椅子使用者用客席を設ける



建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG（第1回）

議事要旨

■日 時 2023（令和5）年6月23日（金） 10:00～12:00

■場 所 Web 会議形式

■議 事

1. 開会

2. 挨拶

3. 委員紹介

- ・ 事務局より、資料1設置要綱と資料2の委員名簿について説明

4. 座長挨拶

（座長）

- ・ 皆様、おはようございます。早朝よりお集まり頂きまして、ありがとうございます。私から一言だけご挨拶をさせて頂きたいと思います。
- ・ 建築設計標準のフォローアップ会議ができてから2年たちました。この2年間、皆様に様々なご意見を頂きまして、ありがとうございます。改めてこの場で感謝申し上げたいと思います。また、本日初めてご参加される方もいらっしゃると思いますが、よろしく願いいたします。
- ・ この2年間の間に、全国の好事例や設計標準をより効果的に活用していくためにどうするか、という議論をそれぞれの会議でさせて頂きました。先ほど今村参事官からご挨拶がありましたが、小規模建築、劇場の誘導基準、その他対象施設の拡充等があったかと思います。全ての課題を一度に検討していくことはなかなか難しいですが、順を追って、より良い方向に展開できればと思います。
- ・ そして、既にご承知だと思いますが、昨年9月に国連の障害者権利委員会から、日本政府に対して総括所見（勧告）が出されました。バリアフリー法制度・政策に関する一定の評価は得ているところですが、例えば身近な生活環境、あるいは専門家の教育などの問題が幾つか残されております。そういうことも含め、このバリアフリー検討WG、あるいはフォローアップ会議全体でさらに詰めて頂ければと思っています。
- ・ 限られた時間になりますが、たくさんのご意見を皆様方から頂きたいと思いますので、よろしく願いします。

5. 議事

（1）バリアフリー基準の見直しに関する検討WGの設置について（資料2）

以下の資料について事務局より説明

- 資料2 バリアフリー基準の見直しに関する検討WGの設置について

（座長）

- ・ ご説明、ありがとうございました。それでは、まず資料2のWG設置について、皆様方から

のご意見等ありますでしょうか。

- ・ それでは、議題の2つ目の「実態調査結果」、続けて「基準見直しの方向性（案）」について、事務局から一括してご説明を頂き、その後、皆様方からのご意見をお伺いできればと思います。

（2）実態調査結果（資料3）

以下の資料について事務局より説明

- 資料3 実態調査結果

（3）基準見直しの方向性（案）

以下の資料について事務局より説明

- 資料4 建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性（案）

（4）意見交換

（座長）

- ・ ご説明ありがとうございました。それでは、これから皆様方と一緒に意見交換をさせて頂きたいと思います。通常、このような場では当事者の方が積極的にご発言されますが、関連団体や事業者団体へ、私から一通り振らせて頂いて、その後、障害者、高齢者団体の方にご発言頂きたいと思います。ご協力をお願いします。
- ・ 3つのテーマ「便所」「駐車場」「客席」があり、データとしてはそれぞれ重なる部分もあります。あるいは方向性についてもつながっているところありますが、まずは「便所」に関してのご意見、またはご感想、方向性などについてご発言をお願いします。その後、「駐車場」「客席」と順に進めさせていただきます。

（委員）

- ・ 事前に資料を拝見し、一連の実態調査の結果報告、最終的な基準案についてご説明頂きました。率直に言って、実態も踏まえた非常にリーズナブルで、適正な新しい基準だと私自身は考えております。

（委員）

- ・ ご説明ありがとうございました。新しい基準の案も示されており、基本的な方向性はこれで良いと感じております。一方で、具体的な数字については、こちら側の実態も把握しながら、委員から正式にまたご意見をさせて頂ければと思います。よろしくをお願いします。

（委員）

- ・ ご説明ありがとうございました。調査の結果については、このような状況かなと感じています。今後の見直しの方向性について、確かに各階ごとに車椅子使用者用便房がないことについては、特に大規模なショッピングセンター・商業施設のような場合は、現状からすると各階ごとにないと厳しいということ、実態として私どもも理解をしているつもりです。
- ・ 1点確認です。今回の基準見直しの対象になる部分については、新規の施設だけという考え方でよいか、それとも既存施設も対象になるのか、そのあたりが非常に気になるので、ご教示頂ければと思います。

（委員）

- ・ ご説明ありがとうございました。トイレに関する基準について、前のご発言にもありましたとおり、現行のものも対象になるかは気になるところです。
- ・ 新規出店の店舗、あるいは改装・リニューアルを行う店舗等については、利用者がストレスなく利用できるトイレの環境づくりは大切な部分だと事業者としては理解しており、大型店舗も充実化の取り組みを進めているところです。現にそれがニーズにきちんと合致するかどうかまでは別としましても、そういう意思を持って行っているということをお伝えさせていただきますと思います。
- ・ 多層階にわたるフロア構成の場合に、特に現行の店舗でどのように形づくっていくべきかというところは、理想と現実の狭間の中で、少しここは検討といいますか、悩む余地があるところだと理解をしております。

(委員)

- ・ 駐車場に関してはあまりトイレが設置されていることはないのかと思いますので、そこについては、コメントは差し控えさせていただきます。
- ・ 今回、私自身が初めて参加しますので、2点ほど確認させていただきたいのですが、1つは、前の2人も質問されていました既存の駐車場についても適用されるのかどうかということです。既存の駐車場にも適用される場合、改造するための期間、費用、様々な問題がありますので、例えば「経過措置として何年以内に」といったことが認められるのかどうか、こういったところが気になっております。
- ・ もう一つは、これはあまり議論をする必要はないのかもしれないのですが、そもそも数が現状足りないから見直そうということになっているという理解でよろしいのでしょうか。方向性として増やすのは良いと思いますが、もし十分足りているのであれば、増やしても使われないだけになってしまいます。この2点、確認させていただければと思いました。

(委員)

- ・ ご説明ありがとうございました。我々の団体は現場（興行会社）が非常に多いので、全てをこちらの事務局で把握している訳ではございません。現場の皆さんの声を聞きたいと思うのですが、便器の数に関しましては、今、興行場法では、便器の数が多くということで、見直しを申し入れているという現状です。その中で、バリアフリートイレ設置の必要性を感じていますので、いろいろと検討させて頂くことになると思います。
- ・ また、駐車場に関して、シネマコンプレックス（以下、シネコンという）というのは大きな商業施設の中に入っておりますので、特に関係がないのではと思います。
- ・ 先ほど、97%にバリアフリー席が設置されているとの説明がありました。最近の映画館では4Dというシステムをつくっており、これはもともとアトラクション系のスクリーンで、椅子自体が動くことと連動したアトラクションになっています。こちらでは車椅子のスペースはなく、椅子に座られて、初めてアトラクションが連動する形になりますので、こちらのスクリーンではバリアフリー席は設置されていません。少し誤解のなきようにしていただきたいのですが、実態としては、たぶんその部分を引きますと、100%のスクリーンでバリアフリーの車椅子席はつくられていると私は確信しております。
- ・ 映画館にはハード面とソフト面、両方あると思います。車椅子の席があるから、それだけで良いかという、車椅子の席の方のニーズ、ここで見たいといったご要望がたぶんあると思

います。それに対しては、各興行会社の現場がそのような席をご希望の方のご要望をスタッフが聞きながら、ソフト面でお手伝いをして快適に観て頂くということをしております。ハード面と、ソフト面の両方が連動していかないと決してバリアフリーにはならないのではないかと考えています。

(委員)

- ・ 調査結果のご報告ありがとうございます。トイレについてですが、劇場・音楽堂等の楽屋に配置されるトイレについてです。舞台と客席の関係は重要ですが、舞台と楽屋については一体で検討していただきたい。舞台とは区切られ配置され出演前の準備等に利用されますが、障害者用のトイレのない施設がほとんどだと思います。
- ・ 楽屋についてもう1件、楽屋の個室に入るためのドアの実効幅についてのバリアフリーについてです。ドアは一枚ものの室内に向かって片開きが多く、電動車いすの出入りにはギリギリの開口寸法、介助者の助けを必要としている。
- ・ 基準を作りフロアごとに設置するとの説明がありましたが、利用の実態に合わせ検討していただきたい。「面積に応じて定める数」とし、可能であれば具体的な数値も出していただいたほうが良いと思います。

(委員)

- ・ 私どもとしましては、既存のものにどういう形で遡及されるかということと、例えば増築や改築があったときの法的な考え方についてご指導頂ければと考えます。よろしくお願ひします。

(委員)

- ・ ご説明ありがとうございます。現状を踏まえて義務基準の個数を検討されるのは、無理のない現状に即した設定の仕方ということで受け入れやすいだろうと感じました。
- ・ 面積、階数に応じて設置数を決める方向性が、ふさわしい適切な数の検討をされている、良い方向だと考えております。
- ・ ただし、現状は現状として良いのですが、例えば諸外国の福祉関係や、バリアフリーの先進国の水準と照らし合わせて実態がどこまでになっているのか。もしくは本来あるべきゴールがどのくらいの水準か、そこに一足飛びには行けないと思いますが、ロードマップのようなものがあると、段階的にそれに近づいていけるといった、中長期的な位置づけがあると非常に理解が進みやすいのではないかと印象を受けております。

(委員)

- ・ ご説明ありがとうございます。義務基準の見直しの方向性の説明の中で、階に設置するトイレの数、もしくは面積に応じて等、選択できる幅を持たせて頂けるのが大変ありがたいと思います。基準の見直しの方向性については賛成ですが、先ほど楽屋の話もありましたが、建物ごとで用途の特性や、立地の特性がありますので、そのあたり、設計者にある程度の裁量を持たせた基準にして頂けるとありがたいと思います。

(委員)

- ・ 本当によく調べて頂いて、私たちも勉強させて頂いているところです。2ページ目の車椅子使用者用便房の整備実態の中の複数階に便所のある建物の中で、1,000～1,500㎡と1,500～2,000㎡で、全ての階にある割合に極端に差がありますが、業種体によって、このような大き

な差が生じているのか、もしわかれば教えて頂きたいと思います。ある業種が極端に複数階にトイレがないということであれば、設置基準とはまた別になるかもしれませんが、その業種をピンポイント、重点的に改善の方向に持っていけるのかなと感じました。

(委員)

- ・ ご説明ありがとうございます。調査の内容もよくわかって、このレベルかなと思いました。2点ばかり、便房についてです。各階複数について、使う立場からすると、1階のプライオリティが高いので、1階には必ず車椅子利用者用便房を設置することを考えて頂きたいと思います。
- ・ ビルの階数によっては、上部の階にレストラン等があると思うのですが、そのようなところについては、長時間滞在して食事等をするので、必ず車椅子利用者用便房があるべきではないのか。
- ・ もう一点は、劇場の楽屋についても先ほどご発言ありましたが、競技場では選手と観客の動線が異なるので、それぞれにトイレの設置が必要になるのではないかと思います。これについては、トイレとか通路とか駐車場を含めてお願いしたいと思います。

(委員)

- ・ ありがとうございます。まず、基本的にはかなり状況が良くなっていることを鑑みると、義務基準を誘導基準に近づけていくべき、現行の誘導基準のレベルを義務基準としていくべきではないかと思っています。
- ・ 便房に関して、1つの階に1個ずつということと同時に、床面積が非常に広い建物については注意が必要です。2階建ての建物で非常に横に長いなど、1フロアあたりの床面積が広い建物では、トイレを探すのが非常に大変です。そういうことを考えると、床面積と階数を組み合わせた形で便房数の基準を設けて頂きたい。

(委員)

- ・ 今回3つの課題を改善して頂けるということで本当に喜んでおります。ありがとうございます。
- ・ バリアフリートイレですが、色々な用途のビルがあるのでイメージが難しいと思っておりました。特に私たちの利用が多いデパートやショッピングセンターでは、非常に利用者が多いですから、そこを想定して発言したいと思います。
- ・ まず、便房（便所）がある各階にバリアフリートイレを2つ以上設置してほしいと思っています。なぜ2つかといいますと、今バリアフリートイレは非常に利用が多くて、1つだとものごく時間がかかります。長く入っている人もいますので、待たなければいけない。そうすると、バリアフリートイレを見つけて、行って、そこで並んでいてもなかなか空かないということがあります。新しく改修した駅などで土地があるところはバリアフリートイレを複数設置するところも増えてきており、そのような場合比較的利用しやすい。バリアフリートイレは車椅子利用者だけでなく、ベビーカーを使っている人も使われます。デパートなどは私がバリアフリートイレに入って出てくると、ベビーカーが10台ぐらい並んでいたということもあります。それくらいニーズが増えていきますので、ぜひ複数、各階に2つ以上として頂きたいと思います。
- ・ あとは、先ほどのご発言にあったように、ワンフロアが広い郊外型のショッピングセンター

などは、2～3階建てですが、非常に広くて、トイレを探すのは大変です。そういう場合は1箇所だけでなく、同じフロアで複数箇所が必要だと思います。

- ・ 目指すべき姿としては、私はアメリカのバリアフリーが一番良いと思います。アメリカに行って驚いたのは、どのお店もバリアフリートイレがあるのです。普通のお店で、それほど大きくなく、トイレが1個しかないときは、必ずそこは広めで車椅子が入れるようにできていました。ですからトイレを探してどこかに行くということは全然ないわけです。男女のトイレがあるところは、必ず1つ車椅子で入れるような広いところがあるので、トイレに行けば車椅子でも利用できる、そういう状況です。それが私は目指すべき姿だと思います。なかなかそこまでは、現時点では難しいかもしれませんので、ぜひ各フロアに2つ以上ということをお願いしたいと思います。
- ・ また、駅では簡易多機能型といって、バリアフリートイレよりは狭いのですが、手動車椅子程度だったら入れるような簡易多機能型トイレも増えています。そういうのも男女のトイレにそれぞれつくってもらえるように検討頂きたいと思います。

(座長) :

- ・ 質問として、新築、既存に遡及していくのかどうか、これはトイレの問題だけではなく共通かと思います。また、資料2ページの、1,500～2,000㎡で少なくなっているのは、用途による影響があるのかどうか、その点だけ簡単に事務局からお答え頂ければと思います。

(事務局) :

- ・ 国土交通省から、既存の場合の規定について、参考資料をご覧ください。参考資料の通しページ25ページの1枚目のスライドになります。こちらの中段にどのような規定がかかるのかを整理しております。2,000㎡以上の特別特定建築物で、新築、増築、改築又は用途変更を行うものについて適合義務がかかります。
- ・ その他、特定建築物につきましては、新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替という場合に努力義務がかかります。また、特別特定建築物におきましても、修繕、模様替を行うような場合については努力義務になります。
- ・ さらに、特に何もしない場合、一般の管理をしているような場合につきましても、特別特定建築物で2,000㎡以上のものは努力義務がかかります。
- ・ なお、特別特定建築物で適用義務がかかる増築、改築、用途変更の場合、2,000㎡以上というのは、増築、改築、又は用途変更をされる場所が2,000㎡以上のものについて対象となります。

(事務局) :

- ・ 1,500～2,000㎡において全ての階に車椅子使用者用便房を設置している割合が落ちている理由のご質問について、データを確認してみたところ、あまり特定の用途に関係はしていません。また元のデータの数が非常に少ないので、この結果が全体の傾向をあらわしているとは考えにくいのではないかと思います。

(座長) :

- ・ ありがとうございます。それでは、続きまして、駐車場関係について順番にご発言をお願いします。

(委員)

- ・ 駐車場に関しても、ビルディングの大規模、中規模の実態も踏まえたと、特段問題ない、

合理的な基準かと考えております。

(委員)

- ・ ありがとうございます。基本的な方向性はこれでよいと感じております。

(委員)

- ・ ご説明頂き、ありがとうございます。調査結果を拝見いたしまして、私どもの業界は台数が非常に多い駐車場が多いことがあります。1点確認ですが、これはあくまでも平面の駐車場等は対象ではなくて、建築物の中に含まれるというか、例えば立体駐車場であるとか、そういうものが対象になるということによろしいのでしょうか。
- ・ また、例えば屋上だけを大規模な駐車場として使っているような建築物もあると思うのですが、それについても対象となるか確認したいです。

(委員)

- ・ 総駐車台数に応じて割合の基準を変えるということで、これは現状の社会情勢に見合ったものだろうと水準的には思います。ただ、パーセントあるいは総駐車台数における個数よりも、一体どの場所で利用者・車椅子ユーザーの方が、本当にストレスなく、不安なく使えるところに設置をされているのかといった、利用実態を踏まえることが大切だと思います。
- ・ なかなかそうならぬにご指摘を頂くことはかなりの割合でありますので、このあたりはチェーンストア経営を進める会社としては、これまでも課題ですけれども、今後も理想は目指していきたい、そのように考えております。

(委員)

- ・ 先ほど勘違いして、駐車場のことについて話をしてしまったので、基本的には同じとなります。トイレは明らかに数が不足していると思うのですが、駐車場の必要性、車椅子の方のための駐車場の車室数が不足しているのかどうかというのは実際に調査結果があるのか確認させて頂きたいというのが1つでございます。
- ・ それと、これはこの場で話すことではないと思うのですが、せっかく車椅子の方のための車室を用意しても、そうでない方が使ってしまう例が多く、本当に必要な方が使えないということがあるので、その部分をどう担保するかというのも、どこかで議論したほうが良いのではないかと感じております。

(委員)

- ・ 私も先ほど申しましたけれども、直接的にはモールに入っているのに関係ないのですが、お客さまのことを考えますと、できればシネコンのそばにも、障害者用の駐車場は設けて頂きたいということになります。

(委員)

- ・ 劇場・音楽堂等では、お客様が高齢化してきており、杖をついて来館される方が大変増えていきます、これは車椅子予備軍の増加傾向にあると考えていまして、杖の方でも車で送り迎えでなく（自ら運転して）駐車場を利用する方も増加傾向にありますので、今の基準（1パーセント）で劇場・音楽堂等では足りるのだろうか疑問です。基準を検討される場合は都市部ではなく、地方都市の公共交通機関の状況も加味されることを希望します。

(委員)

- ・ この件に関しては特にはないです。個人的な意見ですが、世の中の流れ的に、これからはEV

車が来た場合の緊急の充電装置のようなものを1つぐらいは設置されたほうが良いのではないかと感じました。

(委員)

- ・ 駐車場について、こちらも車を前提とした移動手段を今想定されていると思います。今後モビリティの考え方が、またどんどん変わっていくと想定されますので、車を使った移動ではないバスや、もう少し違う、公共交通機関の利用も踏まえて、適切なニーズ（車を使いたいと思われる方のニーズ）を予測する必要があると感じております。

(座長)：

- ・ ありがとうございます。特に地方都市や大都市でのモビリティの問題と、駐車場の問題とのリンクがされてなければいけないというようなご意見だと思います。

(委員)

- ・ 駐車場に対して特に意見はないのですが、確かに駅前等では1台駐車場を確保するだけでも厳しいときもありますし、地方のロードサイドでは、3台でも4台でもとれるような場所もありますので、この全体の駐車台数に応じた割合という形で良いと思います。

(委員)

- ・ 大都市圏と地方と少し区別をして考えても良いと思っています。動線も含め、交通機関の利便性のある建築物と、先ほどもご発言されていましたが、公共交通機関の使いにくい場所を区別して考えてもよいと思いました。
- ・ 車椅子障害者用の駐車場は幅をとらなければならないのですが、ニーズに応じて、催しによって利用者が多い場合は3台分を2台分にするなど、応變的な対応策を講じても良いと感じています。

(委員)

- ・ 駐車場に関して1点です。パーキング・パーミット制度というのは皆さんご存じだと思いますが、地方公共団体ではたぶん70%以上のところで採用されています。パーキング・パーミット制度の内容として、対象者は身体障害者以外に知的障害者、精神、難病、高齢者、妊産婦、けが人等も一応対象になっている地方公共団体もあります。そのため、こういったパーキング・パーミット制度の普及等も含めると、車椅子以外の方も実際に対象となりますので、この制度との絡みでパーセントがもっと増える可能性があるのではないかというのが私の意見でございます。

(座長)：

- ・ パーキング・パーミット制度については、バリアフリー政策課でも昨年議論させて頂いているところで、関連してくる部分があるかと思います。建築設計標準の見直しのときに既に入っていますが、表現の仕方については色々と工夫をしていく必要があります。

(委員)

- ・ パーキング・パーミットを全国的に統一するようなルールを国交省で早急につくって頂きたい。相変わらず実現していないので、それが1点目です。
- ・ 2点目としては、マナー違反駐車がかなり多い現状について、どう解決するか。先ほど他の方からのご発言がありました。マナー違反駐車についてどう取り扱うかという課題について、このWGでも良いですし、きちんと意見交換して対策を考えて頂きたい。これによって私たち

も駐車場を使いやすくなります。

- ・ 車椅子利用者用駐車施設のマナー違反駐車が多い理由として、一般の駐車区画と区別がつかないこともあるので、車椅子利用者用駐車施設についてははっきり識別できるよう、全面青色塗装でカラーリングして、一般の駐車区画と違うのだということを明示して頂きたいというのが3点目です。私たちにとって駐車場は非常に大事なポイントですので、ぜひそのあたりの考え方も盛り込んで頂きたい。

(委員)

- ・ 幾つか質問があります。今、10台とか20台程度の小さなコインパーキングが普及していますが、これは今回対象に含まれるのかどうかについて、後で教えてください。
- ・ また、立体駐車場の話も出たのですが、それもここに含まれるか確認させてください。立体駐車場の場合は、乗り降りするスペースの広さが大切になってくると思います。
- ・ 方向性に対する意見として、私は1%では少ないと思います。アメリカはADAのもとにADAスタンダードという基準があり、追加の意見で表をお送りしたいのですが、台数の規模に応じて細かく台数が決められています。例えば25台以下の場合は1つ、50台以下の場合は2つというように細かくなっていて、500台を超えたとき、そこから2%という基準になっています。私はこれと同じように少ない台数のところの割合は少し手厚くし、全体としては2%というのを基本にすべきだと思います。現状で1%設置しているのが98%ということですので、それであれば、上を目指して2%にして頂きたいと思います。
- ・ パーキング・パーミットについて、去年の国交省の検討会で指針をつくりました。3.5m幅のスペースに関して車椅子使用者に限る、ただ、歩行困難の人たちは優先駐車区画、普通の2.5m幅で出入口に近いといった優先駐車区画のダブルスペース方式でまとめておりました。それも考えると、今回の基準の見直しの中に、歩行困難者等を含める優先駐車区画2.5m幅、その基準もつくっておく必要があるのではないかと思います。

(座長) :

- ・ 質問が2点ほどありましたので、そちらのほうを回答させて頂きたいと思います。最初、附置駐車場絡みのことですね。

(事務局) :

- ・ 駐車場の関係の平面の駐車場は対象外で、立駐のみが対象になるのかというご質問ですが、建物に附属して、一般の方が利用される駐車場として設置されているもの、特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用するものとして設置されるものにつきましては対象となりますので、平面のものも対象となります。
- ・ その他、併せてご質問頂いておりましたコインパーキングの場合、建築物がないものについては対象外となります。ただ、立体駐車場という形での駐車設備になりますと、特別特定建築物の、参考資料の5ページ目のスライドの17番のところにある自動車の駐車のための施設に該当しますので、こちらで2,000㎡を超える新築をする場合は、適合義務の対象になります。

(座長) :

- ・ ありがとうございます。
- ・ それでは、客席に移らせて頂きたいと思います。

(委員)

- ・ この部分については、特段意見はありません。

(委員)

- ・ 私どもも以前と違って、MICEに対応し、劇場のようなものを各社がつくることも増えておりますので、各社に聞いた上で検討したいと思います。

(委員)

- ・ 調査結果を拝見しました。ショッピングセンターの場合はシネコンが多いのですが、例えばシネコンの場合、5スクリーン、10スクリーンとか、客席の多い・少ない幾つものスクリーンがありますが、この場合、あくまでもスクリーンごとの客席数に応じてという形でお考えになっているのかどうかの確認が1点です。
- ・ 先ほどご発言があったように、お客様のニーズ、リクエストが結構多岐にわたっているということもあるので、なかなか一概にどういう形で設置をしたら良いのかが決められない部分もあり、ある程度、柔軟に対応できるような基準のつくり方にして頂ければ良いと思っております。

(委員)

- ・ 私どもの会員社で該当するところは限られると思いますが、前のご発言と同様の考え方になると思います。

(委員)

- ・ この件に関しては特に意見ありません。

(委員)

- ・ 先ほどと重複しますが、まず、固定のスペースに関する基準値の0.5%というのは、映画館の場合はクリアされていますので、特に我々から問題を提示することではないです。一方で、スクリーンによって、先ほど言いました4Dのスクリーンなどは、実際には席に座って楽しんで頂くということになりますので、全てのスクリーンにおいて、この基準を当てはめられるわけではないと思います。こういう場合に対応した例外基準というものもつくって頂きたいと思います。
- ・ また、お客様のニーズに応えた形で、ここで見たいという席がある場合、臨機応変に対応したいと思います。
- ・ 車いすスペースが常に埋まっているわけではありませんので、経営的見地からしますと、スペースを有効的に活用することも併せて考えねばなりません。あまりにも大きなスペースを常に用意しておくということに関しては、個社の考え方もありますが、議論すべきところです。そのことから、0.5%というのはわかりやすい基準ではあると思います。ただ、現状は0.5%を優に超えていますので、我々としても最善な形をご提供できるように考えたいと思います。

(座長)：

- ・ ありがとうございます。今の話でもテーマパーク絡みのところなども出てくるかと思いません。今後検討していかなければいけない課題だと思います。

(委員)

- ・ 客席の設置や配置については、主に設置自治体の先決事項なので運営面での意見を述べます。
- ・ 運営面での課題として、車椅子の方のお席を決めるときの舞台の見え方(サイトライン等)

になります。前のお客様が立ってしまったときに舞台が見えない、音が聞こえにくいなど、様々な問題がございます。

- ・ もう一つの課題は、地域の文化施設というのは、何%の車椅子が来るかということではなく、例えば障害のある方々が地域大会の開催や、市民参加事業などの開催では車椅子利用客数は20台～30台というのはあるわけなので、それをどのように対応するか？仮設の車いす席の設置が可能か等、運用の面では大変難しい課題です。
- ・ 客席には、健常者のためのサイトラインを確保するために段差がついています。これは車椅子の方から見ると大きな障壁となります、それをどういうふうにするのか。
- ・ 1つだけマイナス思考のお話しをしますと、今、1,000人規模のホールで、25席ぐらいの車椅子席をつくっているところで、基準が1%なので改修で席数を減らそうという動きがあり、それに対してどのように対応したら良いかというご質問を頂いたことがありました。そういう現状があるということをお知らせしたい。
- ・ 我々運営者は1席でも多くお客様に入って鑑賞して頂きたい。それは有料の指定席の場合、自由席の時もありますが、そのお客様への対応を考えていくことです。移動用の車椅子席をどのような形で設定できるか、この視点をふまえると、単純に固定席の0.5%以上に増やせば良いのか？
- ・ 客席の通路幅などは消防法の中で規定されているが、電動車椅子又はストレッチャー型の車椅子のお客様が、自分の見たい場所で見られるかということ、それは不可能になっている現状です、運営の課題であるとともに、できればハード面の基準の設定で解決できるとうれいなと思っています。
- ・ 設計の工夫については、この後、設計標準等の見直しの際にまたご意見を伺う機会があると思いますので、本日の段階での資料に基づいたお話だけ頂ければと思います。

(委員)

- ・ 特にございません。基準を決めて頂ければ結構です。

(委員)

- ・ 特にこれについて申し上げることはございません。

(委員)

- ・ 資料に対しては特に問題ありません。先ほどのご発言にあったように、多様な使われ方に対応する設計を考えていきたいと思いました。

(委員)

- ・ 私も0.5%はあまりにも少ないのかなというように感じました。大規模観覧劇場的なものについては、ほぼ1%以上になっているものですから、0.5%だと友達同士で行くにしても少ないのかなと思います。また、観客席や客席数に応じて、場所も複数箇所必要なのではというように思っております。何より場所がほぼ決められるわけですから、誘導體制も必要かなと感じております。

(委員)

- ・ 先ほどのご発言にあった多様な席の使い方について私もすごく同意します。実際シネコンなどの映画では車椅子の席はかなり前方のところ、少し首を上げないと見れないサイトラインとなっています。私の場合は、2時間は長時間なので、椅子で見るといって、そういう多様

な使い方をしています。実際スペースの使い方の多様化というのはかなり議論があるのではないかと思います。

(委員)

- ・ 今、ご発言がありましたが、私も同様です。私の場合は一般の座席に移乗できませんので、一番前の車椅子スペースで見るのが結構多く、映画館では非常に見づらいです。できれば、もう少し後ろのほうに車椅子スペースを設けてもらいたいと思います。設置数の基準については、200席以下の2%など、そろそろ誘導基準を義務基準に引き上げて頂ければと思います。

(委員)

- ・ 今、お話あったように、用途によって少し違うと思っております。映画館の場合、車椅子席はあるのですが、特に100席前後の小さいホールになりますと、最前列の端にあるんですね。そうするとものすごく見にくいのです。どんなにがらがらであっても、そこでしか見れないというようになる。首が大変になりますし、普通は一番前に座って見ようとなかなか思わないですね。しかも位置が端で、スクリーンがよく見えないのです。これは本当に見にくくて最前列にしか車いす席がないところには、もう行きたくない、みんなそう思っているところです。数を満たせば良いという問題ではなくて、設置場所の基準も必要だと思います。
- ・ また、小さいところでは、1つしかない場合がありますが、そうすると、私と車椅子の友達2人で行こうとしたら一緒に見れなくなる、そういう劇場があります。ですので、私は、最低基準は2席以上というように複数化する必要があると思います。
- ・ 総席数ですが、0.5%以上という誘導基準を昨年つくって頂きました。200席未満の場合は2%、2,000席未満の場合は1%+2、とかなり良くつくって頂きましたので、この誘導基準を義務基準にして頂きたいと思っています。
- ・ このときに可動席の取り扱いがあります。普段は一般の席にしておいて、座席を外すと車椅子の席になるというのですが、これは車椅子席にはカウントしないで頂きたいと思います。これは主催者が選ぶわけですが、ほとんどが一般の人に売ってしまっていて、そこで見ることはほぼできません。ですのでふだんは一般の席で、取り外して車椅子席になるものは基準には含めないで頂きたいと思います。
- ・ 幾つかその他にも課題があります。サイトラインについて、映画館は立ち上がる人はほとんどいないのでサイトラインの確保はそんなに重要ではないのですが、コンサートとかスポーツ観戦をするところは、みんな立ってしまいます。全く何も見えなくなるので、サイトラインはぜひ確保して頂きたい。そのときは車椅子の目の高さは105cm、前の人の身長は175cmと建築設計標準で書いていますが、こういう数値もぜひ盛り込んで頂きたい。
- ・ 同伴者席、これは必ず横並びにして頂きたい。
- ・ 車椅子席は1箇所集中するのではなくて、垂直水平に分散して頂きたい。
- ・ 前に手すりを設けるときは手すりが視界を遮らないように高さ75cm以下にして頂きたい。
- ・ 今回は含まれないかもしれないが、知的障害があつて声を出してしまう、動き回ってしまう人などが利用できるように、大規模なスタジアムでは区切られた部屋をつくって、そこを提供するというをやっているの、そういったものも必要ではないかと思いました。

(委員)

- ・ 一番気になっているのは、冒頭座長の高橋先生からもご発言があつた、「それぞれが関係し

ているところもある」に関してです。本日は、便所、駐車場、客席、それぞれ独立で意見が出されましたけれども、例えば客席を有する施設ですと、車椅子利用者用客席に応じた車椅子利用者用便房の数も考えていかななくてはいけない。「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」ではそういう考え方に基づいて車椅子利用者用便房の数を算定することになっていますので、基準として関係づけた形でつくるのは難しいかもしれませんが、今回の考え方で整備したときに、矛盾が起こらないかについては確認をしておく必要があると思います。

- ・ 例えば、本日報告された実態調査では、客席を有する施設の車椅子利用者用の客席を調べていますが、その施設において、車椅子利用者用便房がいくつだったのか等の基礎データがあると考えやすいのではないかと思います。

(委員)

- ・ 私からは2点ほどお伝えしたいと思います。
- ・ 見直しの方向性としては、整備実態を踏まえつつという1つの見方がされていまして、それが現実的な進め方であるのは理解しております。本日、障害当事者団体の皆さまからご発言頂いたとおり、根本的には障害があろうとなかろうと、便所、駐車場、客席を同じように使えるという公平性の観点、そして利便性の観点が非常に重要だと思いますので、そういったことを常に意識しながら、ないしはそういったことを明示しながら議論していくことが大事だと思いました。
- ・ もう一点は、私が研究の対象としております学校施設関係についてです。特別特定建築物に公立の小中学校等が対象となりましたが、文科省の学校施設のバリアフリー化推進指針にも、例えばとりわけ新築、改築時や長寿命化改修の機会を利用して、各階に車椅子利用者用便房を設けることが重要であると明示されています。学校の生活時間など特性を踏まえていく必要があるものがあると思います。ぜひこういったことと連動させながら、設計標準に示しながら、利便性、公平性も併せて示していけると良いと考えました。

(委員)

- ・ 私から簡単に2点お伝えいたします。
- ・ 1点目は、義務基準と誘導基準とガイドラインの役割をある程度考えて、適切に見通しをつけていかないと議論が拡散しそうという気がいたしました。特に義務基準をどこに設定するかというのは非常にセンシティブだと思うのですが、今回、色々と当事者の方から頂いた議論も踏まえながら、なるべく良い形に持っていければ良いと思います。
- ・ 2点目ですが、例えば車椅子トイレがワンフロアに1つしかない乳幼児と非常にバッティングするという発言がありました。これは、トイレの数だけではなく、乳幼児連れの設備、これが非常に便利になっているわけですが、どのように設置するのか、それは法律ではなくて、設計標準になってくると思いますが、そこをきちんと整理していくと、問題は減ってくるのではと思います。

(委員)

- ・ 1点ですが、基準をつくるにあたって用途が多様ということで、なかなか難しいとは思いますが、このWGで共通の理解・認識をするのはとても大切で、このように議論が色々と広がっていくことは良いことだと思います。
- ・ 例えばですが、トイレに関しましては、先ほどデパートやショッピングモールを想定された

お話がありましたが、私はそのご発言はごもっともだと感じております。ただし、それ以外の用途の中には、面積の関係で多くのトイレが確保できない場合もあると思います。例えば、資料3の3ページの右下にあるような、1階には車椅子利用者用便房が2つあり2階にはないといった1つ飛ばしのレイアウトにした方が、利用者の待ち時間が短くなることが予想され、その場合はエレベーターの位置との関係なども考慮した上で、検討する必要があると思います。用途によってはこのようなものもあり得ると思いますので、それらを排除しない基準となるような議論が進められたら良いと感じております。

(座長)

- ・ 皆様ご協力頂きまして、ありがとうございます。この後、本当は意見交換を少ししたいところですが、予定の時間がほぼ終わっておりますので、他者へのご意見や質問、あるいは事務局への質問等がありましたら、後ほどご紹介する追加意見にて提出をお願いします。
- ・ 簡単に私からとりまとめをさせて頂きたいと思います。
- ・ 質問やご提案をたくさん頂きました。今回見直しの方向性ということで数値的な提案をさせて頂きました。かなりの方々より、妥当、妥当以上とのご発言があり、一定のご理解は得られているのではないかと。その上で、義務的な部分と誘導的な部分の調整について、用途や規模、同じフロアの中でも面積だけでは単純に設計上は難しい、数が必要などのご指摘などを複数の方から頂きました。
- ・ 基本的には新築を対象にしていきます。ご指摘されたことで既にガイドラインの中に書かれているものもたくさんあります。したがって設計者が自主的に、あるいは事業者が自主的にガイドラインに沿って工夫して頂くことで相当改善するのもあります。これはフォローアップ会議の大きな目的である建築設計標準の周知徹底であり、業界の関係の方々、設計者の方々に徹底することで相当カバーできるものもある。ただし、ある程度、国の部分で決めておかないと、地方公共団体でもなかなか動けないないというところも現状かと思えます。
- ・ 次回のWGでは引き続き少し論点を整理しながら、皆様方にご提案をさせて頂ければと思いますので、よろしくお願いします。
- ・ それでは、答えきれてない部分もあるかと思いますが、意見交換については、このあたりにさせて頂きます。事務局より議事録の整理、皆様方の追加ご意見等も伺いながら、やりとりをさせて頂ければと思います。場合によっては、途中の段階で各業界団体の方々、あるいは各団体にご意見を追加で伺うというシーンもあるかもしれませんので、ご協力のほどよろしくお願いをしたいと思います。
- ・ それでは、議事進行については、これで終了させて頂きたいと思います。

6. その他

7. 閉会

以上